

吹田市高齢者いきいの間における 警報が発令された場合の休館につ いて

吹田市に暴風警報又は特別警報が発令された場合は、以下の基準で休館とします。

| 判断基準 | 休館とする時間区分 |
|-----------|-----------------------|
| 午前 7 時時点 | 午前（午前 10 時～12 時 30 分） |
| 午前 11 時時点 | 午後（午後 1 時～午後 5 時） |

【例】 午前 7 時時点で暴風警報が発令中で午前 9 時まで警報が解除された場合
⇒午前（午前 10 時～12 時 30 分）までは休館とし、その後開館します。

※ 施設の使用中に上記警報が発令された場合には、その時点で使用を中止していただきます。御了承ください。

吹田市福祉部高齢福祉室
高齢者いきいの間担当
電話 06-6384-1336